

国際協力機構

理事長 緒方 貞子 殿

フィリピン・ボホール灌漑事業の現地調査に関する意見書

私たちは、政策提言、情報発信、および現地へのスタディツアー等の活動を通じて、フィリピンに係る社会・人権問題等に取り組んでいる日本の市民団体・ネットワークです。貴機構が有償資金協力、無償資金協力、また、技術協力と様々な形で援助してきたボホール灌漑事業¹についても現地 NGO や住民組織による様々な問題の訴えから高い関心を持ち、事業地やその周辺地域の訪問・調査、また、貴機構との会合も含めた活動を行なってまいりました。

この度、貴機構が同事業に関する現地調査を今月にも行なわれるご予定と知り、私たちは、貴機構による調査が、同事業の生み出した問題への取り組みを進めていく一つの契機になりうると高い期待を抱いております。一方で、本調査は、本事業の問題点およびその原因の特定、借金を負っている農民の状況の特定を目的としたものであるべきと考えております。つきましては、同調査の内容等に関し、以下、意見を述べさせていただきます。存じます²。

貴機構との会合でもお伝えしてきましたとおり、同事業、特にボホール灌漑事業フェーズ 1 につきましては、以下の問題³が現地から提起されてきました。

1. 灌漑予定地域への水供給不可 / 不足

灌漑用水が供給されると約束された農地に灌漑用水が届かない、あるいは、必要な水量が必要な時期に届かない農地がある。後者については、例えば、雨季に灌漑用水は不要⁴だが、特に、灌漑システムの末端において、灌漑用水の必要な乾季に供給不可 / 不足の状態が起こるとの意見が聞かれる。また、水稻を作付けしたものの、灌漑用水の供給不可 / 不足によって、収穫量が少ないとの報告が聞かれる。

2. 整地作業による農地の不毛化と費用の借金化

整地作業後の農地に灌漑用水が供給されなかったため、水稻を作れず、また、肥沃な表土が剥ぎ取られたため、水稻以外の作物も作れなくなった農地がある。

¹ ボホール灌漑事業フェーズ 1 およびフェーズ 2、また、カパヤス灌漑施設建設計画の 3 事業。

² なお、貴機構による現地調査では、本意見書の本文で言及した内容の他、同事業に伴う非自発的住民移転に関する内容も含むと理解している。移転に関しては、貴機構の「環境社会配慮ガイドライン」で規定されているとおり、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復」できているかも重要であると考え。したがって、調査では、以前の生計手段と現在の生計手段の比較検証、また、既存の補償措置が十分に機能していない場合には、その改善策の検討が必要である。

³ 上記本文で挙げた問題の他、水利費の支払いによる生活への負担の増加についても農民らから不満の声があがっている。こうした不満は、同事業以前から雨水により水稻を作ってきた農地において、現在も灌漑用水が不要であるケース、また、特に雨季には雨水による水稻作りが可能であるケースの農民から聞かれる。

⁴ そのような状況にもかかわらず、水利費を請求されているケースが多く報告されている。

また、灌漑用水が供給されていないにも関わらず、整地作業にかかった費用の返済義務がそのまま残っている。

上記のように、同事業では灌漑用水の供給ができていない地域があり、目標灌漑面積を達成できていない⁵憂慮すべき状況があることは貴機構もすでにご存知のとおりですが、特に、整地作業後⁶、これまでの十数年間、不毛化した農地で、以前植えていた作物⁷さえ収穫できなくなった農民ら⁸は、同事業以降、生活が向上するどころか、逆に収入機会の減少・喪失に苦しみ、整地作業費用の借金に悩まされてきました。私たちは、灌漑用水の供給不足の原因特定は言うまでもなく、こうした被害状況の詳細な把握と解決・改善に向けた具体的な取り組みも非常に重要であると考えています。

したがって、貴機構がこれまでに示されてきたご認識やご回答も踏まえ、今回の貴機構による現地調査において、以下の点に留意していただきたいと考えております。

調査内容および実施地域

- ・ 添付の参考資料のとおり、ボホール灌漑事業フェーズ1では、ほぼすべての水利組合（IA）で、灌漑予定地域への水供給不可/不足地域があると思われる。したがって、22あるIAごとに

水供給不可/不足の農地の特定

その各々の農地における原因の特定

を住民への聞き取りも含め、実地で行なうこと。また、今後、整地作業の費用に関する借金の返済義務の妥当性について考慮するため、

当該地域が整地作業を行なった農地であるか否か

についても確認すること。調査期間の制約上、今回の調査中にすべてのIAに関する調査が不可能な場合は、水供給不可の農地が多いIA⁹を優先的に調査することも考えられる。

- ・ 水供給不可/不足の原因については、貴機構の認識されている

各受益農民による末端整備の欠如

上流での灌漑用水の使い過ぎ

の2点に加え、

農地と水路の高低差等、設計上の理由¹⁰

その他の理由¹¹

⁵ 添付の参考資料のとおり、2008～2009年の3収穫期における実績は、灌漑面積にして約7割、作付面積にして約6～7割、受益面積にして約6割。

⁶ 1996～1997年にかけて行なわれたと理解。

⁷ コーン、ヤシ、キャッサバ、カモテ、その他野菜等。

⁸ 土地所有者のみならず、小作も含む

⁹ 例えば、添付の参考資料における分析値のうち、S-Iや(S-I)/S等の数値が上位のIAが考えられる。なお、灌漑用水が届いておらず、整地作業に係る問題を農民が抱えている農地として、私たちがこれまでに訪問してきた地域には、Estaca Farmer、Kasabuena、Lacalsanda、Basanibo、Basdanueba、MMDの地域が挙げられる。

¹⁰ 設計上の問題としては、その他にコンクリート化されていない水路での水の浸透率の影響等が考えられる。

¹¹ マリナオダム貯水容量そのものが不足、すなわち、灌漑用水そのものの不足等が考えられる。

についても留意しながら、特定を進めること。

- ・ 上記の原因で、 もしくは の場合には、事業の実施前におけるフィリピン灌漑庁（NIA）の説明の有無や NIA との協議の内容についても住民に確認すること¹²。
- ・ 整地作業を行なったにも関わらず、農地に灌漑用水が供給されていない、また、以前植えていた作物さえ収穫できなくなった農民らが、どのような解決・改善策を望んでいるかについて把握するための聞き取りを行なうこと。その一つの機会として、同問題に長年取り組んできた住民組織・現地 NGO への聞き取りの場も設けること。

調査の実施方法

- ・ 住民ら（場合によっては現地 NGO）が調査・聞き取りの機会に参加できるよう、各地域における調査・聞き取りの日時・場所等については十分な事前周知が行なわれること。
- ・ 調査・聞き取りが実地（各々の農地）で行なわれない場合には、住民らが同機会に参加できるよう、住民らにとってアクセスが容易な場所で実施されること。
- ・ 住民への調査・聞き取りの際には、住民が話しやすいよう、また、調査者が住民の話を十分に理解できるよう、独立した¹³現地語（ビサヤ語）の通訳を立てること。
- ・ 調査・聞き取りの機会には、フィリピン政府関係者等の前で発言を躊躇する、あるいは、発言内容に気を遣う住民もいることに十分配慮すること。可能な限り、フィリピン政府関係者等抜きでの聞き取りの時間を確保できることが望ましい。
- ・ 調査・聞き取りに参加した住民が事後、嫌がらせを受けたり、危害が加えられることのないよう、フィリピン政府、警察、国軍関係者に対して、住民の身体の安全確保に関して特段の配慮を要請すること。

現地調査の報告書の公開

- ・ 同事業の問題や状況に関する認識の共有、また、問題の解決に向けた取り組みに関する今後の建設的な話し合いを促進するため、現地調査の結果をまとめた報告書は、個人情報を除き、原則公開とすること。
- ・ ボホール灌漑事業フェーズ 2¹⁴、また、貴機構による今後の援助事業に活かすため、同事業で起きた問題から得られる教訓についてもまとめること。

¹² 当該農民は農地の高さや水路からの距離を理由に整地作業を拒んだが、NIA が当該農地までの水路の建設を（口頭で）約束し、灌漑用水が供給されることを約束したケースも報告されているため。

¹³ 事業関係者や政府関係者でない第三者であるべき。また、問題の背景や農民の生活の状況に精通した者が望ましい。

¹⁴ カパヤス灌漑施設建設計画の実施地域も含む。

繰り返しとなりますが、今回の調査を機に、現地の住民の方々が何年にも亘り訴え続けてきた問題が解決の方向に向かうことを期待しております。本意見書にご配慮いただき、貴機構の現地調査にあたりご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(意見書連名団体および個人)

関西フィリピン人権情報アクションセンター

国際環境 NGO FoE Japan

債務と貧困を考えるジュビリー九州

フィリピン情報センター・ナゴヤ

栗田 英幸 (愛媛大学)

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan : 清水

TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219

フィリピン情報センター・ナゴヤ : 西井

TEL / Fax: 0586-23-5017

【添付資料】

- ・ 参考資料 フィリピン・ボホール灌漑事業フェーズ1の実績(国際環境 NGO FoE Japan 作成)